

特別徴収のしおり

●送付した書類について

1. 給与所得等に係る村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書
(特別徴収義務者用)
2. 給与所得等に係る村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書
(納税義務者用)
※圧着式となっています。中を開けずに本人にお渡しください。
3. 納入書
4. 特別徴収のしおり (本書)

群馬県 榛東村 税務課

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

TEL 0279-54-2211(代表)

FAX 0279-54-8225

ホームページ <https://www.vill.shinto.gunma.jp>



榛東村のマスコットキャラクター
しんとうちゃん

村民税・県民税特別徴収の取扱い方について

地方税法、県税条例及び村税条例の規定により、給与所得者に対する村民税、県民税は特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、下記の取扱要領をよくご覧のうえ、ご協力をお願いします。

1. 特別徴収について

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年5月の12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。(法321の3)

2. 特別徴収の指定について

特別徴収義務者として指定を受けますと法律の定めるところにより、個人の都合でこれを拒絶したり徴収をおこたることはできません。(法321の4)

3. 納税通知書の交付について

同封いたしました通知書をすぐ納税者に交付してください。

(法321の4) 退職その他の事由によって交付不能の人がいましたら、異動届書をつけてお返しください。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、更正等によって税額が変更されたときは「税額変更通知書」を送付しますので、変更通知書に指定してある月から変更後の月割額によって徴収してください。

なお、納税者の税額変更通知書はすぐ本人に交付してください。(法321の6)

5. 納入申告書について (退職、異動)

異動のあったとき、又は退職所得のあったときは、月割額の納入とともに翌月10日までに納入申告書「納入書裏面」に必要事項を記入のうえ提出してください。また、退職者が複数いる場合は、内訳書を併せて提出してください。

退職所得については分離課税による所得割を納入してください。

(法50の5) (法328の5)

6. 退職または転勤等の場合の未納月割額

原則として

(1) 本年6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で本人より申出があった場合、納税者に支払われるべき給与または退職手当等から残りの税額を特別徴収の方法により一括徴収して翌月10日までに納入してください。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職等のあった場合は、5月31日までの残りの税額を一括徴収してください。

(法321の5)

退職や転勤などによってやむをえず特別徴収できなくなった月割額は、普通徴収の方法によって納付していただくことになります。

7. 徴収について

(1) 毎月給与支払の際に月割額を徴収し、翌月10日までに納入書により納入してください。(法321の5)

(2) 納期限までにこの税金が納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に限定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が増加されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

また、納期限までに納入されないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

8. 納入場所

北群渋川農業協同組合	(全店舗)
群馬銀行	(全店舗)
東和銀行	(全店舗)
足利銀行	(全店舗)
北群馬信用金庫	(全店舗)
ぐんまみらい信用組合	(全店舗)
高崎信用金庫	(全店舗)
しのめ信用金庫	(全店舗)

榛東村役場会計課

ゆうちょ銀行・郵便局

〔群馬県、埼玉県、東京都(島しょを除く)、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県、及び山梨県所在〕

地方税法改正に伴い、上記の取扱要領については変更になる場合もあります。

指定通知書について

特別徴収義務者で払込金融機関にゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合、地方税法の規定により、本村が当該郵便局を取扱局として指定することとなっています。

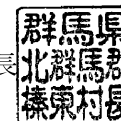
右の『指定通知書』に利用されるゆうちょ銀行または郵便局名を記入のうえ、最初に納入される際に、そのゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。

なお、既に指定済の取扱局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長
_____ 郵便局長 様

榛 東 村 長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本村の村民税・県民税特別徴収税額の取扱局に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 00350-0-960033
2. 加入者名 榛東村会計管理者
3. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(〒330-9794)

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

市町村使用欄

____年__月__日 提出 (宛先) 榛東村長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに 異なります	
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号													電話

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地(送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1.事務所等移転 2.送付先変更 3.社名(名称)変更 4.法人成り 5.個人事業化 6.給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7.合併による変更【下欄を記入してください。】 8.分割による変更【下欄を記入してください。】 9.その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____										(特別徴収義務者) 指定番号	※市町村ごとに 異なります	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ													
	<input type="text" value="指定番号"/> <input type="text"/> <small>※市町村ごとに 異なります</small>		名称													
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		電話番号	- - (内線)												
	<input type="text" value="指定番号"/> <input type="text"/> <small>※市町村ごとに 異なります</small>		法人番号													

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 榛東村長	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の職氏名												氏名		
法人番号											電話	- -				

給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名													旧姓
	生年月日	昭和・平成・ 年 月 日										特別徴収 開始予定月	<input type="text"/> 月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。	
	1月1日現在の住所	〒 -											届出理由	1.入社 2.その他 ()
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。(税額通知書も不要です。)

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 榛東村長	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の職氏名												氏名		
法人番号											電話	- -				

給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名													旧姓
	生年月日	昭和・平成・ 年 月 日										特別徴収 開始予定月	<input type="text"/> 月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。	
	1月1日現在の住所	〒 -											届出理由	1.入社 2.その他 ()
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。(税額通知書も不要です。)

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 榛東村長	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の職氏名												氏名		
法人番号											電話	- -				

給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名													旧姓
	生年月日	昭和・平成・ 年 月 日										特別徴収 開始予定月	<input type="text"/> 月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。	
	1月1日現在の住所	〒 -											届出理由	1.入社 2.その他 ()
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。(税額通知書も不要です。)

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

【記載例】新規に10月から特別徴収を開始する場合

特別徴収切替届出(依頼)書

		市町村使用欄				
年 月 日 提出 (宛先) 榛東村長	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 370 - 3503 北群馬郡榛東村大字新井 123 番地			特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 <small>※市町村ごとに異なります</small> 新規の場合、納入書(要・不要)
		フリガナ	マルバツサンギョウ			
		名称(氏名)	〇×産業株式会社			担当者 連絡先 係 氏名 電話
		代表者の職氏名	〇山 ×男			
		法人番号				
		旧姓		普通徴収切替期別 特別徴収開始予定月 届出理由 月割額の連絡		
フリガナ	シントウ ハナコ				期別を○で囲んでください。 [1・2・ 3 ・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。 10 月分(11 月 10日納期分)から特別徴収を開始します。 1.入社 2.その他 () 必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	
氏名	榛東 花子					
生年月日	昭和 平成 1 年 2 月 3 日					
1月1日現在の住所	〒 370 - 3503 北群馬郡榛東村大字新井 98 番地					
現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。(税額通知書も不要です。)

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

給与支払報告 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線)			
異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (<input type="text"/> 月分で納入) (<input type="text"/> 月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控 除 社 会 保 険 料 額 円		
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		氏名		続柄	
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が9.3万円以下)		住所			
3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		電話			
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

住所(居所) 又は所在地		〒	
フリガナ			
氏名又は名称			
代表者の 職 氏 名			
個人番号 又は法人番号			
給 与 所 得 者		異動年月日	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (ア)-(イ)
氏 名	(旧姓)	円	月から 月から
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		月まで 月まで
個人番号			円 円
1月1日 現在の住所			
給与の支払を受け なくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円	氏名	続柄
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	住所	
異 動 者 印 上記2(1月1日以後の異動)は不要		・	円	電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		〒	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	
フリガナ		課・係	
氏名又は名称		氏名	
代表者の職氏名		電話	
		(内線)	
新しい勤務先では 月割額 円を <input type="text"/> 月分から徴収し、納入します。		※市町村記入欄	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

御注意

1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「一月一日現在の住所(課税地)」「市町村長に送付してください」。
また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線)			
異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (<input type="text"/> 月分 で 納 入) (<input type="text"/> 月 日 納 期 分) 3. 普通徴収 (理由)		控 除 社 会 保 険 料 額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B) 他事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が9.3万円以下)		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

住所(居所) 又は所在地		〒	
フリガナ			
氏名又は名称			
代表者の 職 氏 名			
個人番号 又は法人番号			
給 与 所 得 者			
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (イ) - (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
氏 名	(旧姓)	円	異動年月日
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	円	月 月 月 月
個人番号		円	円
1月1日 現在の住所			
給与の支払を受け なくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円	氏名	続柄
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	住所	
異 動 者 印 上記2(1月1日以後の異動)は不要		・	円	電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		〒	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	
フリガナ		課・係	
氏名又は名称		氏名	
代表者の職氏名		電話	
		(内線)	
新しい勤務先では 月割額 円を <input type="text"/> 月分 から徴収し、納入します。		※市町村記入欄	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1 榛東村 税務課 住民税係

御注意

1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 「転勤(再就職)等」の欄には、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
課・係		氏名		電話	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号					
異動の事由				異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) () 月分で納入 () 月 日納期分 3. 普通徴収 (理由)	
				退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
				控 除 社 会 保 険 料 額 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B) 他事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が9.3万円以下)		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

住所(居所) 又は所在地		〒	
フリガナ			
氏名又は名称			
代表者の 職 氏 名			
個人番号 又は法人番号			
給 与 所 得 者			
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	異動年月日
氏 名	(旧姓)	円	月 月
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	円	月 月
個 人 番 号		円	月 月
1月1日 現在の住所			
給与の支払を受け なくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため () 月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円	氏名	続柄
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	住所	
異 動 者 印 上記2(1月1日以後の異動)は不要		・	円	電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		〒	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	
フリガナ		課・係	
氏名又は名称		氏名	
代表者の職氏名		電話	
		(内線)	
新しい勤務先では 月割額 円を		※市町村記入欄	
月分		月分	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1 榛東村 税務課 住民税係

御注意

1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 「転勤(再就職)等」の欄には、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の場合、「給与支払者」の欄は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先に送付願います。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【記載例】10月分まで徴収し、退職等により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告書
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和××年10月30日提出 榎東村長 殿 給与支払者 (特別徴収義務者) (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地 〒370-3503 北群馬郡榎東村大字新井123	フリガナ マルバツサンギョウ	氏名又は名称 ○×産業株式会社	代表者の職氏名 ○山 ×男	個人番号又は法人番号 0123456789012
受給者番号(整理番号) フリガナ シントウ ハナコ	特別徴収税額(年税額) 円 12,000	徴収済額 (イ) 6月から11月まで 円 5,000	未徴収税額 (ウ) 11月から12月まで 円 7,000	異動年月日 ××・10・31		
氏名 榎東 花子 (旧姓)	生年月日 昭和・平成 1年2月3日	個人番号 023456789012	1月1日現在の住所 北群馬郡榎東村新井98	給与の支払を受けなくなった後の住所 北群馬郡榎東村新井123		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため 異動者印 上記2(1月1日以後の異動)は不要	徴収予定月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	氏名 続柄 住所 電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (*新規事業所の場合は記入不要です。) 〒	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市町村記入欄
--	-----------------------	--------------------------	--	---------

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榎東村大字新井790番地1 榎東村 税務課 住民税係

1. 現年度 ※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 宛 名 番 号	2. 新年度 1234 ※市町村ごとに異なります	3. 両年度 課・係 総務課 給与係 氏名 赤城 太郎 電話 0279-54-32×× (内線 111)
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)
異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月分まで納入) (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由 異動の事由のとおり		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が9.3万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

御注意
 1 黒のボールペン又はブルーボールペンで記載してください。
 2 「宛先番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号を記載してください。
 3 「転勤(再就職)等」の欄には、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「一月一現在」の住所(課税地)、「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で送付願います。

【記載例】退職等により、未徴収税額を一括徴収し、10月分で納入する場合

**給与支払報告
特別徴収** にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和××年 10月 30日提出 榎東村長 殿 給与支払者 (特別徴収義務者) 榎東村長 殿		住所(居所)又は所在地 〒370-3503 北群馬郡榎東村大字新井 1 2 3	フリガナ マルバツサンギョウ	氏名又は名称 ○×産業 株式会社	代表者の職氏名 ○山 ×男	個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
受給者番号(整理番号) フリガナ シントウ ハナコ	氏名 榎東 花子 (旧姓)	生年月日 昭和・平成 1 年 2 月 3 日	個人番号 0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1月1日現在の住所 北群馬郡榎東村新井 9 8	給与の支払を受けなくなった後の住所 北群馬郡榎東村新井 1 2 3	特別徴収税額(年税額) 12,000 円	徴収済額 6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで 4,000 円 8,000 円	未徴収税額(ア)-(イ) 8,000 円	異動年月日 ××・10・31

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
① 異動が令和××年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)	10・23	1,000 円	8,000 円
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	10・31	7,000 円	
異動者印 上記2(1月1日以後の異動)は不要			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4	※市町村ごとに異なります
宛名番号		
課・係	総務課 給与係	
氏名	赤城 太郎	
電話	0279-54-32×× (内線 111)	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		
異動の事由	① 退職 ② 転職 ③ 合併 ④ 退職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (理由) 10 月分で納入 (11月10日納期分)
退職した年の1月から退職時までの給与支払額		円
控除社会保険料額		円

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- 1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
- 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が9.3万円以下)
- 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
- 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		氏名	月分 から徴収し、納入します。
フリガナ		電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
氏名又は名称			納入書 要 ・ 不要
代表者の職氏名			

※市町村記入欄

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榎東村大字新井 790 番地 1 榎東村 税務課 住民税係

御注意
1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。
2 「宛名書き」の欄には、特別徴収税額通知書記載された宛名番号を記載してください。
3 「転勤(転職)等による特別徴収」の欄には、前職(前勤務先)の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。また、前勤務先で最下段の事項を記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

【記載例】転勤等により、11月分から別の事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収

にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和××年 10月 30日提出 榎東村長 殿		住所(居所)又は所在地 〒370-3503 北群馬郡榎東村大字新井123		フリガナ マルバツサンギョウ		氏名又は名称 ○×産業株式会社		代表者の職氏名 ○山 ×男		個人番号又は法人番号 0123456789012	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ シントウ ハナコ		(ア) 特別徴収税額(年税額) 12,000 円		(イ) 徴収済額 6月から11月まで 10月まで 5月まで 5,000 円 8,000 円		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 異動年月日 ××・10・31		氏名 榎東 花子 (旧姓)		生年月日 昭和・平成 1年 2月 3日	
個人番号 023456789012		1月1日現在の住所 北群馬郡榎東村新井98		給与の支払を受けなくなった後の住所 北群馬郡榎東村新井123		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) () 月分まで納入 () 月 日納期分 3. 普通徴収 (理由)		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円	
給与の支払を受けなくなった後の住所 北群馬郡榎東村新井123		11月分からの特別徴収税額 1,000 円									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため () 月 日申出 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	氏名 続柄 住所 電話
異動者印 上記2(1月1日以後の異動)は不要		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が9.3万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (* 新規事業所の場合は記入不要です。) 〒370-3502 北群馬郡榎東村山子田555		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 給与係 氏名 群馬 二郎 電話 0279-54-0000 (内線 222)	新しい勤務先では 月割額 1,000 円を 11 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ マルサンカクケンセツ 氏名又は名称 ○△建設株式会社 代表者の職氏名 群馬 一郎			※市町村記入欄	
提出先 〒370-3593 群馬県北群馬郡榎東村大字新井790番地1 榎東村 税務課 住民税係				

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄			
特別徴収義務者指定番号	1234		※市町村ごとに異なります
宛番号			
課・係	総務課 給与係		
氏名	赤城 太郎		
電話	0279-54-32×× (内線 111)		
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号			
異動の事由			
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)			
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が9.3万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)			

御注意
 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。
 2 「宛先番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号を記載してください。
 3 「転勤(再就職)等」の欄には、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 5 また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
 6 新勤務先では最上段の事項を記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。
 7 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

受付印

特別徴収税額の特例に関する承認申請書

(宛先) 榛東村長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び榛東村税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (名)											
代表者の 職氏名	電話番号		- - (連絡先)								
法人番号											担当者
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります										

関与税理士 署名	(連絡先)									
-------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後		の特別徴収税額	
	月 区 分	給与支払人員	給与	支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※榛東村以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与 の支払を受ける者の分とは別にして 2段書き(上段に記載)にしてください。 市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、 それがやむを得ない理由によるものときは、 その理由の詳細	年 月	(臨時)人	(円)
	年 月	常時	人	円
	年 月	(臨時)人	(円)
	年 月	常時	人	円
	年 月	(臨時)人	(円)
	年 月	常時	人	円
	年 月	(臨時)人	(円)
	年 月	常時	人	円
	年 月	(臨時)人	(円)
	年 月	常時	人	円
	年 月	(臨時)人	(円)

有 (年 月 日承認取消) ・ 無

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

納期の特例制度について

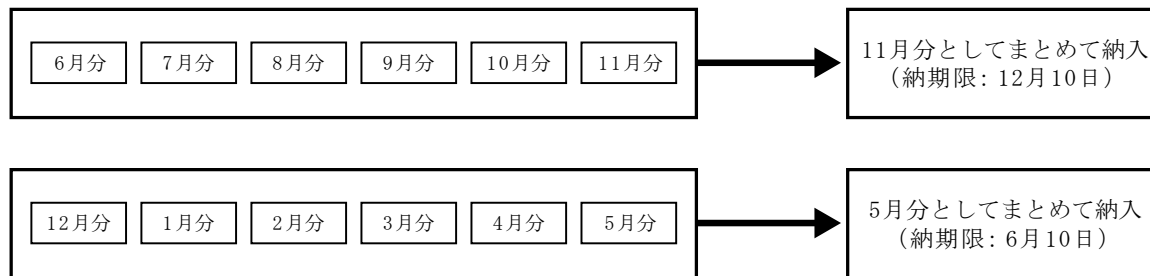
給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等については、所得税の源泉徴収と同様に「特別徴収税額の納期の特例」の制度があります。これは、納入手続の簡素化のため、6月から11月までの分については、12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までに、年2回に分けてそれぞれ納入することができる制度です。

申請は裏面にある「村民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」により行ってください。

なお、次のいずれかに該当する事実があるときは、申請を却下することがあります。

1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満であると認められないこと。
2. 承認の取消し（上の1に該当する事実が生じたことのみを理由としてされたときを除きます。）の通知を受けた日以後1年以内に申請書を提出したこと。
3. 現に村税などの徴収金に滞納があり、その滞納分の徴収金の徴収が著しく困難であること。
4. 徴収した特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当に理由があること。

- (注意)
- ・申請が承認された場合は、翌年度以降も納期の特例が継続されます。
 - ・承認を受けた場合であっても、上記の1、3又は4に該当する事実が生じたと認めるときは、この承認を取り消すことがあります。
 - ・承認を受けた事業所は、納期の特例の要件を欠いた場合には、「村民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を遅滞なく提出してください。



※10日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、翌日以降の直近の金融機関の営業日が納期限となります。

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 榛東村長

令和××年 5月 1日

地方税法第321条の5の2及び榛東村税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたので申請します。

所在地(住所)	北群馬郡榛東村大字新井123										
フリガナ	マルバツサンギョウ										
名称(氏名)	〇×産業 株式会社										
代表者の職氏名	〇山	×	男	電話番号	0279-54-32xx						
法人番号											
特別徴収義務者指定番号	1234			担当者	(連絡先) 0279-54-32xx (氏名) 赤城 太郎						

関与税理士名	(連絡先)									
--------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特例の適用を受けようとする税額	令和××年 6月以後		の特別徴収税額	
	月区分	給与支払人員	給与支払額	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	××年 12月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
	××年 1月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
	××年 2月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※榛東村以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額	××年 3月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
	××年 4月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
	××年 5月	(臨時) 1人 常時 3人	(100,000円) 600,000円	(100,000円) 600,000円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日				
有 () 年 月 日			承認取消)	無

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

【記載例】

受付印

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

(宛先) 榛東村長

年 月 日

榛東村税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。												
所在地(住所)												
フリガナ												
名称(名)												
代表者の職氏名	電話番号			- - (連絡先)								
法人番号												担当者
特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります										(氏名)	
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)											
関与税理士署名	(連絡先)											

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限内に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

退職所得に係る村・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

(提出先) 榛東村長 年 月 日提出	徴収月	年 月分	特別徴収義務者の所在地及び名称 〒	指定番号	
	納入年月日	年 月 日		担当者所属	
	人員計	人		氏名	
	納入税額計	円		電話	

退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数	特別徴収税額	摘要
住所	円	自 年 月 日	村民税 円	
		至 年 月 日	県民税 円	
氏名	(役職名)	勤続年数 年	計 円	
住所	円	自 年 月 日	村民税 円	
		至 年 月 日	県民税 円	
氏名	(役職名)	勤続年数 年	計 円	
住所	円	自 年 月 日	村民税 円	
		至 年 月 日	県民税 円	
氏名	(役職名)	勤続年数 年	計 円	
住所	円	自 年 月 日	村民税 円	
		至 年 月 日	県民税 円	
氏名	(役職名)	勤続年数 年	計 円	

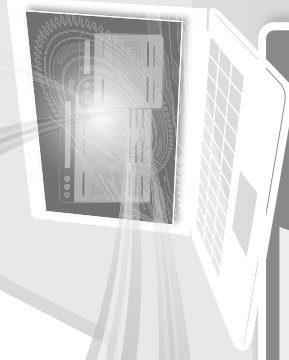
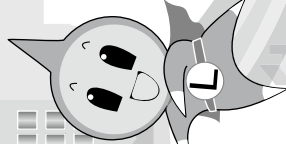
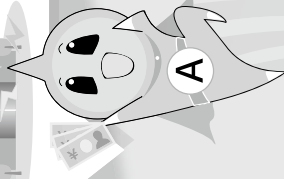
【提出先】 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1 榛東村 税務課 住民税係

エムクラウス
eLTAX



地方税 共通納税システムで 業務効率化!

1000以上の金融機関が参加!



納税者のみなさまにご報告!

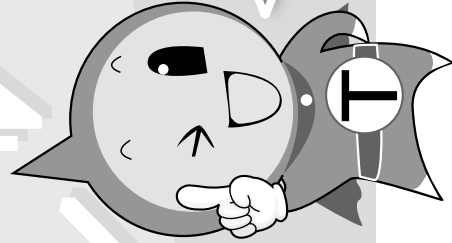
詳しくは裏面を見てね!

金融機関
窓口等への
お出かけ不要!!

全地方
公共団体へ
一括で納税
できる!!

ダイレクト
納付が
できる!!

手数料
無料!!
0円



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

地方税の納税が変わる！ これまでとこれから！



オンラインや自宅でもラクラク電子納税！

Before
これまでは…



納付書や取扱金融機関が
納付先の自治体ごとに異なり
事務処理がとても煩雑…

金融機関の窓口が
混雑している場合は
長時間待たないといけない…

そもそも金融機関まで
足を運ぶのが面倒…

特に個人住民税の
納付事務は毎月発生し
事務負担が大きい…

After
使おう！



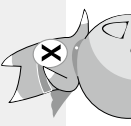
金融機関の窓口に向くことなく、
オンラインや自宅からPCで電子納付できる！

事前に登録した金融機関の口座を指定して
直接納付する「ダイレクト納付」ができる！

電子申告から納税までワンストップで手続きできる！

複数の自治体に一括で納付できる！

納付先の自治体の指定金融機関でない
金融機関からでも納付できる！



よくあるご質問 Q & A

Q 地方税共通納税システムで
納税できる税金の種類は？

- 法人道庁府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税
(地方法人特別税)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税
(給与所得)
(退職所得に係る納入申告)

Q 利用できる時間は？

平日および月末最終
土曜日と翌日の日曜日の
8時30分から24時まで
ご利用できます。
※別途、休日にご利用
できる日があります。

Q ダイレクト納付とは？

事前に登録した金融機関口座を
指定して、直接税金を納付する方式
です。インターネットバンキングの
契約が不要で、代理人に依頼して
納税することもできます。また、納付
期日を指定する場合にも便利です。

ご利用者の生の声を紹介します！

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が増えます！
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です！

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索